

家事・人事・成年後見

第1 家事事件とは

1 家庭裁判所の役割

私たちが生活する社会の根本には、家族を中心とするそれぞれの家庭が存在し、おのおの様々な環境の中、日々の生活が営まれています。

しかし、いつも家庭生活を営む夫婦、親子、兄弟などが争いなく、平和であるとは限らないのが現実です。

この家庭内の紛争は、家族の感情的な対立が背景にあることが多く、これらを解決するには法律的な観点からの判断だけでなく、それぞれの感情的な対立を解消することが必要となります。また、家族間のトラブルはその性質上、個人のプライバシーに関する問題を多く含むものであり、これに配慮することも求められます。

そこで、家庭内の争いやその他法で定める家庭に関するもめごとについては、個人の尊厳と両性の平等などを基本に、それに沿った手続で家庭の平和と健全な親族の共同生活の維持が図られるよう設置されたのが家庭裁判所であり、家庭生活の後見的役割を果たしています。

2 家庭裁判所の性質

家庭裁判所の事件は、家庭内の紛争や人の身分を問題とし、「非訟的」でしかも「保護的」な性質を有するところから、訴訟手続と違いその手続は愛と融和を指導原理とし、非公開、事情に即した解決を図るため職権で事実の調査をするなど職権主義が採られ、また、裁判官の判断だけでなく、調停委員などの参加を得て社会の良識や教育性などを加え、公平妥当な解決を目指しています。

この家庭に関する事件は一般的に「家事事件」と総称され、さらに審判事件及び調停事件の2つに分類されます。また、履行勧告手続など、これに付随する手続も取り扱います。

3 家事事件手続きの特色

(1) 簡易性

手続きが手軽に利用でき、貧富や法律知識の有無などに左右されない。

- ・申立の方式
- ・申立手数料の低廉

(2) 非形式性

問題の真相の把握、妥当な解決のために、手続きの弾力的な取扱いができる。

- ・管轄の緩和—移送と自庁処理
- ・審理方式

- ・本人出頭方式
- ・調書作成の一部または全部の省略

(3) 迅速性

訴訟手続などよりもはるかに迅速な処理が必要。

- ・職権による事実調査及び証拠調
- ・職権参加

(4) 秘密性

秘密が保たれなければ、家庭問題の解決を家庭裁判所に委ねられない。

- ・手続きの非公開
- ・記録の閲覧、謄写の制限
- ・秘密漏洩罪に対する制裁

(5) 民主性

厳格な法規の適用だけでは妥当な解決が図れないこともある。

当事者が納得する結論、解決のためには、審判官の判断のみに委ねることなく、社会一般の良識の代表者を関与させることが必要。

- ・参与員及び調停委員の関与
- ・家庭裁判所委員

(6) 科学性

紛争を解決するには、眞の原因を除去、緩和することが必要。

人間関係科学の専門知識と技術などを活用した調査・判断が必要。

- ・家庭裁判所調査官による調査
- ・医務室技官による診断

(7) 確実性

適正妥当な解決が得られても、履行されなければ意味がない。

- ・履行確保
- ・審判または調停前の措置

(8) 社会性

事件処理上、家庭その他の環境の調整のため、社会福祉施設の援助協力を必要とする場合が多く、これらの施設と緊密な連絡を保つことが必要。

- ・社会福祉機関との連絡
- ・家事相談

第2 調停手続一般

1 調停事件とは

調停は、乙類調停（乙類事件）、一般調停、特殊調停とに分かれています。

(1) 乙類調停（乙類事件）

乙類は、当事者間に争いのあることから、当事者間の話し合いによる解決が期待され調停を試みますが、話し合いがつかない場合は審判手続に移行されます。

[具体的な例] 親権者の指定・変更、養育料の請求、婚姻費用の分担、遺産分割等

(2) 一般調停

一般調停とは、家庭裁判所で扱われる家庭に関する身分上、財産上の紛争についてすべてこの対象となり、訴訟手続によらず平和裏に解決を図ろうとするものです。

[具体的な例] 離婚や夫婦関係の円満調整、親族間の紛争調停等

(3) 特殊調停

特殊調停は、本来人事訴訟事件となるもののうち、調停手続においてその協議で任意に処分できる性質を有さないものが対象となります。

[具体的な例] 婚姻無効・取消、協議離婚無効・取消、嫡出否認、親子関係存在・不存在確認等

(4) 管轄

調停の管轄は、相手方住所地または合意された家庭裁判所となっています。

また、自序処理については審判に同じです。

(5) 手数料

いずれも1200円

2 調停前置主義

一般調停事件、特殊調停事件の対象となる事件については、訴えを提起する前に、まず調停の申立をしなければなりません。

家事事件は性質上訴訟による解決になじみにくいことから、第一次的には家庭裁判所の調停による解決を図ることが妥当であるというところにあります。

3 調停の手続

調停事件は、裁判官である家事審判官一人と民間から選ばれた調停委員二人以上で構成される調停委員会が、当事者双方から事情を尋ねたり、意見を聴いたりして、双方が納得いくよう助言やあっせんをし問題が解決できるよう努力します。

調停で当事者双方の合意がなされると、原則として、合意事項を調停調書として書面にして終了します。

4 調停の効力等

調停事件が終了した場合の効力等については、下記のように事件の種類によって異なった扱いがされます。

(1) 乙類

乙類事件で調停が成立した場合、合意された内容は、確定した審判と同一の効力があります。金銭の支払を目的とするような場合には、執行力ある債務名義と同一の効力を有するため、執行文の付与を受けることなしに強制執行することができます。また、不成立の場合には、自動的に審判手続が開始されます。

(2) 一般調停・特殊調停

一般調停事件で調停が成立した場合、合意された内容は、確定した判決と同一の効力があります。特殊調停事件については、当事者間の合意内容について、調停成立に代えて(3)の家事審判法23条に基づく審判が行われる場合もあります。

また、調停不成立の場合には、原則として終了することになりますが、家庭裁判所が相当と認めるときには(4)の家事審判法24条に基づく審判が行われる場合もあります。

家庭裁判所の判断がなされなかつた事件のうち、裁判の対象となる事件の解決には、改めて裁判所に訴訟を提起することになります。離婚や離縁などの人事訴訟の裁判の手続については、第4章人事訴訟手続を参照してください。

(3) 家事審判法23条に基づく審判（合意に相当する審判）

家事審判法23条に基づく審判とは、特殊調停事件の対象となる事件について当事者間に合意が成立し、家庭裁判所が相当と判断した場合に、その合意に相当する審判が行われるもので、確定判決と同一の効力があります。

(4) 家事審判法24条に基づく審判（調停に代わる審判）

家事審判法24条に基づく審判とは、調停不成立の場合であっても当事者の様々な事情を考慮して、裁判所が一定の解決を審判として出すべきと判断した場合に結論が示されるものです。この審判に対して2週間以内に即時抗告の申立てがないときは、確定判決と同一の効力があり、異議の申立てがされた場合にはその審判の効力は生ぜず、抗告審の判断を待つことになります。

！乙類調停事件については適用されません。

5 調停前の仮の処分

目的は審判前の保全処分と同じですが、この手続は家事調停手続の一環として行われるもので、調停委員会が必要に応じ調査や証拠調べを行い職権に基づいてするものです。従って、当事者の仮の処分の申立ては、家庭裁判所の職権発動を促すものに過ぎません。

執行力を有していないましたが、仮の処分を命ぜられた当事者または参加人が正当な理由なくこの処分に従わないときは、10万円以下の過料に処せられるとされています。

第3 審判手続一般

1 審判事件とは

審判事件は、甲類事件と乙類事件に分けられます。

(1) 甲類事件

甲類事件は、公益に関するものため、家庭裁判所が国家の後見的な立場から関与する手続です。一般に当事者が争う性質ではないことから、当事者間の合意による解決はなく、審判によって扱われます。

！甲類事件については、対立する当事者はいません。

[具体的な例] 子の氏の変更許可、名の変更の許可、後見人等の選任、養子縁組の許可、相続放棄、財産管理人選任等

(2) 乙類事件

乙類事件は、当事者間に争いのあることから、原則として当事者間の話し合いによる解決が期待されるものです。また、乙類審判事件については、いつでも調停に付すことができます（付調停）。

！付調停…当事者が最初に審判を申し立てた場合にも、裁判官がまず話し合いをした方がよいと判断した時には、調停による解決を試みることになっています。

[具体的な例] 親権者の指定・変更、養育料の請求、婚姻費用の分担、遺産分割等

(3) 管轄

審判の管轄は、事件ごとに家事審判規則で定められています。

しかし、管轄の属さない家庭裁判所への申立ても認められる場合があります。

その場合は理由を記した自序処理の上申などが求められます。

(4) 手数料

甲類事件→ 800円

乙類事件→ 1200円

2 審判の手続

審判事件は、裁判官である家事審判官が、当事者から提出された書類や家庭裁判所の調査官が行った調査の報告書等種々に基づいて判断します。

そして、この判断（「審判」と言います）に不服があるときは、審判の告知を受けた日の翌日から2週間以内に不服の申立て（「即時抗告」と言います）をすることにより、高等裁判所に再審理をしてもらうこともできます（ただし、不服の申立てができる事件は法律や規則によって決められていますので、全部の事件について不服の申立てができるわけではありません）。

即時抗告がされないで2週間が過ぎた場合や高等裁判所で即時抗告が認められなかった場合は審判が確定します。

3 審判の効力

審判が確定した場合には、戸籍の訂正等を目的とする場合には、戸籍の届出を行う

ことができ、金銭の支払を目的とするような場合には、その支払を求めることが出来、支払義務のある人がこれに応じない場合は、家庭裁判所での履行勧告（別項参照）の手続や執行裁判所で強制執行（執行力ある債務名義と同一の効力を有するため、執行文の付与を受けることなしに強制執行することができます）の手続をとることもできます。

4 審判前の保全処分

審判前の保全処分は、審判の申立から確定までの間に財産を処分などにより権利の実現が困難となったり、生活が困難や危機に直面することを防ぐために設けられた制度です。

① 保全処分の種類と保全処分が認められる主な審判事件

- a 財産の管理者の選任…後見等開始審判申立、財産管理者の変更・共有物分割申立、遺産分割申立
- b 財産の管理または本人の監護に関する指示…後見等開始申立
- c 後見（保佐・補助）命令…後見等開始申立
- d 本人の職務執行停止または職務代行者の選任…特別養子縁組の成立・離縁の申立、親権・管理権の喪失宣告申立、親権者の指定・変更申立、成年後見人等の解任申立など
- e 仮差押・仮処分その他の必要な保全処分…夫婦の同居、協力・扶助、婚姻費用分担、子の監護、財産分与、親権者の指定・変更、遺産分割などの申立
- f 養子となる者の監護者選任…特別養子縁組成立申立

！審判前の保全処分は独立した手続ではないので、本案審判の申立がある場合にだけすることができます。

② 保全処分を実現する方法

a 強制執行

審判前の保全処分を債務名義とする場合、執行文の付与は要しません。

保全処分命令が言い渡された日または債権者に対して送達された日から2週間を経過したときは執行することができません。

b 履行確保

家庭裁判所は、権利者の申し出がある場合、定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対してその履行を勧告することができます。この手続は、執行期間の経過後でもとることができます。

第4 人事訴訟手続

1 人事訴訟とは

離婚、認知など、夫婦や親子等の関係についての争いを解決する訴訟を、「人事訴訟」といいます。

人事訴訟の代表的なものは離婚訴訟ですが、未成年の子どもがいる場合に離婚後の親権者を定めるほか、財産分与や子どもの養育費などについても離婚と同時に決めてほしいと訴えることができます。また、離婚訴訟とともに、離婚に伴う慰謝料を求める訴訟を申し立てることもできます。

2 人事訴訟の手続

夫婦や親子等の関係についての争いは、基本的に話し合いで解決するのが相当であると考えられるので、まずは家事調停を申立てることになりますが（調停前置主義）、家事調停で解決ができない場合に人事訴訟を申立することになります。

人事訴訟は、民事訴訟の一種ですので、基本的には民事訴訟の審理手続と同じ手続で行われますが、家庭裁判所における人事訴訟は、参与員が審理や和解の試みに立ち会い、意見を述べることや、家庭裁判所調査官が子どもの親権者の指定などについて、子どもに面接して調査したりすることができます。

人事訴訟事件については、まず家庭裁判所に対し調停の申立をする必要がありますが、例外的に調停を経ず訴えを提起することもできます。具体的には次のような場合です

- ① 被告の所在が不明の場合
- ② 被告が精神障害等により調停行為能力を欠く場合
- ③ 被告が外国に居住しており、調停に出頭する見込みがない場合
- ④ 被告が話し合いを拒絶する意思が明らかな場合（DV事案等）
- ⑤ 死者に代わり検察官が当事者となる場合

！人事訴訟事件では家事事件とは次の点が異なることに注意しましょう。

	家 事 事 件	人 事 訴 訟 事 件
当事者の呼び方	申立人・相手方	原告・被告
副本	不要	必要
記録の謄写	裁判所の許可が必要	裁判所の許可は不要

3 人事訴訟の管轄

人事訴訟は家庭裁判所の専属管轄なので、原則として、当事者（離婚であれば夫又は妻）の住所地を管轄する家庭裁判所になります。

ただし、その家庭裁判所と、人事訴訟を起こす前に家事調停を取り扱った家庭裁判所とが違う場合で、特に必要があると認められるときは家事調停を取り扱った家庭裁判所に人事訴訟を提起することもできます。その場合は自序処理の申立をします。

4 人事訴訟の訴額と手数料（印紙額）

人事訴訟の場合、訴額を算定することができない非財産上の請求となりますので、訴額は160万円となります（160万円に対応する手数料は1300円）。

ただし、人事訴訟の原因となる事実に関する慰謝料等の請求を併合して訴えを提起する場合は、その慰謝料等の額と160万円とを比べ高いほうが訴額となります。

また、附帯処分として、財産分与の申立、子の監護処分申立（養育費の請求等）、年金分割請求をする場合は、その申立の個数1つごとに1200円の手数料が必要です。

！離婚にともなう未成年者の親権者指定申立は手数料不要です。

5 人事訴訟の終了等

人事訴訟は、判決によって争いを解決するほか、離婚訴訟や離縁訴訟については、和解によって解決する場合もあります。

判決が確定した場合や、離婚訴訟や離縁訴訟の和解が成立した場合は、その内容に応じて、戸籍の届出（報告的届出）を行うことが必要です。

また、判決や和解が金銭の支払いを目的とする場合には、その支払を受けることができますが、支払義務のある人がこれに応じない場合には、家庭裁判所の履行勧告制度や地方裁判所で強制執行の手続きをとることもできます。

戸籍の届出期間 →調停・和解の場合は成立から、審判・判決の場合は確定から10日以内。※届出期間経過後の届出は、届出義務者に対して過料の制裁がされる場合があります。

届出場所 →本人の本籍地または届出人の任意の市区町村役場の戸籍係
届出時の必要書類→調停・和解の場合：調停調書、和解調書。

審判の場合：審判書&確定証明書。

判決の場合：判決書&確定証明書。

※戸籍届出用の「省略謄本」と請求するとGood！

第5 履行勧告手続、強制執行、記録の謄写

1 履行確保の手続について

家庭裁判所で決めた調停や審判などの取決めを守らない人に対して、それを守らせるための履行勧告という制度があります。相手方が取決めを守らないときには、家庭裁判所に対して履行勧告の申出をすると、家庭裁判所では、相手方に取決めを守るよ

うに説得したり、勧告したりします。

履行勧告の手続に費用はかかりませんが、義務者が勧告に応じない場合は支払を強制することはできません。

しかし、履行命令が出された場合、それに応じないときには過料の制裁がされることがあります。

また、感情的な問題で、金銭の支払い義務ある人が権利者へ直接支払うことに抵抗がある場合、家庭裁判所が履行の仲介をする金銭寄託の制度もあります。

2 強制執行の手続について

(1) 強制執行について（家事事件・人事訴訟事件）

強制執行は、権利者（債権者）の申立てにより、地方裁判所〔少額訴訟の場合は簡易裁判所が管轄〕が義務者（債務者）の財産（不動産・債権など）を差し押さえて、その財産の中から満足を得るための手続です。

強制執行の申立てには、調停調書、審判、判決などの正本、執行文と送達証明書や確定証明書などが必要です。これらの書面は、調停、審判、判決などをした家庭裁判所で交付受けることができます。

執行文を要しない事件

金銭の支払い、物の引き渡しなどの給付を命ずる乙類事項の審判

または調停調書に基づき強制執行をする場合は、「執行力ある債務名義と同一の効力を有する」とされています。

そのため、執行分の付与を要せずに強制執行をすることができます。

(2) 養育費等の特則（将来の分の差押え）について

強制執行は、通常、支払日が過ぎても支払われない未払分についてのみ行います。

しかし、養育費や婚姻費用の分担金など調停調書や判決などで定められた、夫婦・親子その他の親族関係から生ずる扶養に関する支払い義務は、給料・家賃等定期的に支払時期が来るものについて、未払分だけに限らず、将来支払われる予定の金員についても差押えをすることができます。

また、給料については、通常は差し押さえできる範囲は原則として差し押さえられる債権の4分の1に相当する部分ですが、特例により、2分の1に相当する部分までを差し押さえすることができます。

3 記録謄写

家事事件の記録は、個人のプライバシーに関する問題などその性質上、公開を制限されています。したがって、当事者であっても、裁判所の許可が必要となります。

但し、人事訴訟事件は民事訴訟法を準用しているので、裁判所の許可は必要ありません。

第6 離婚

1 離婚とは

夫婦がともに生存する場合に婚姻関係を解消することを目的とする身分行為です。

2 離婚の方法

(1) 協議離婚

当事者が離婚の協議をした上で、離婚届を市町村長に提出し、それが受理されることによって成立する離婚です。

(2) 調停離婚

家庭裁判所の調停によって成立する離婚。離婚の調停を申し立てるにあたっては、必ずしも法律上の離婚原因は必要とはされず、有責配偶者からの調停申立も認められます。

(3) 審判離婚

離婚の調停が成立しない場合に、家庭裁判所が当事者の衡平を考慮して、職権で離婚の審判ができるものとされています。

(4) 裁判離婚

離婚について調停を行うことができない場合、離婚の調停が成立しない場合に家庭裁判所が離婚の審判をせず、または離婚の審判が異議申立によって失効した場合において、離婚をしようとする者が離婚の訴えを提起し、判決または裁判上の和解によって離婚する方法です。

！裁判離婚は法律上の離婚原因が必要です。

- ① 配偶者の不貞行為
- ② 配偶者の悪意の遺棄
- ③ 配偶者が3年以上生死不明
- ④ 配偶者の回復の見込みのない強度の精神疾患
- ⑤ その他婚姻を継続しがたい重大な事由

3 子の監護について

父母が協議で離婚する時は、子の監護すべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定めます。その協議が調わないとき又は協議することができないときは、家庭裁判所で定めます。

→ 子の監護に関する処分（面接交渉、養育費）、子の監護者の指定、変更など

4 子の親権者指定

未成年の子は両親が離婚する前は両親の共同親権のもとにあります。

父母が協議離婚する場合で、親権者についても父母の間で協議が調えば、離婚届と同時に親権者を指定して戸籍の届出を行えばよいこととなっています。

協議が調わないときや協議ができないときは、父又は母の申立により家庭裁判所で親権者を定めます。

5 財産分与

離婚に際し、夫婦の一方は相手方に対して財産の分与を請求することができます。離婚をした後も、離婚の時から2年以内であれば、財産分与の請求ができます。当事者の協議が調わないときや協議ができないときには家庭裁判所で定めます。

6 慰謝料

離婚の慰謝料は、離婚をせざるを得なくなったことによって蒙った精神的苦痛に対する賠償であり、不法行為による損害賠償と考えられています。3年の時効によって消滅します。

7 離婚による復氏

婚姻の時に氏を改めた者は離婚によって婚姻前の氏に復することとなっています。

ただし、協議離婚の場合は届出をしたときから（調停・和解離婚の場合は成立のときから、判決・審判離婚の場合は確定のときから）3ヶ月以内に届出をすれば、離婚の際に称していた氏を称することができます。

8 離婚後の戸籍

婚姻により氏を改めた者は、原則として婚姻前の戸籍に戻ることとなっています。

ただし、婚姻前の戸籍がすでに除籍されているときや復氏した者が新戸籍編製の申し出をしたときは新戸籍が編製されます。

9 子の氏の変更

離婚により、父又は母が氏を改めたことにより、子が父又は母と氏を異にする場合には、子は家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます。

許可審判書の謄本を添付して、入籍届を提出する必要があり、入籍届が受理されると氏の変更の効果が生じます。

離婚届不受理申出

夫婦の一方が離婚意思を欠いていたとしても、離婚届が受理され戸籍に記載されてしまえば、その離婚無効を確認する裁判を経ない限り戸籍を訂正することができません。そこで、自己の意思に反する届出がされることを阻止するためこの申出を行います。

10 涉外離婚

(1) 国際裁判管轄権

国際裁判管轄権とは、日本の裁判所で扱うことができるかということです。国際裁判管轄権に関しては明文規定がないので、判例で形成されたものを基準にしています。判例では、被告の住所地国に管轄を認めることを原則とし、「原告が遺棄された場所」、「被告が行方不明の場合」、「その他これに準ずる場合」には、例外的に原告の住所地が日本にあれば日本の管轄を認めています。

日本に国際裁判管轄が認められる場合の管轄裁判所は、調停であれば相手方住所地または合意された家庭裁判所、訴訟であれば当事者の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

(2) 準拠法

準拠法とは、日本において裁判管轄権が認められた場合、その事件に適用される法律です。

① 離婚時の夫婦の本国法が同一のときはその本国法（共通本国法）

例えば、中国人夫婦の離婚であれば、準拠法は中国法になります。

② 共通本国法がないときは、夫婦の共通常居所地法

「常居所」とは、一般的には「人が常時居住する場所で、単なる居所とは異なり相当長期にわたって居住する場所」を指します。

③ 共通常居所地法がないときは、夫婦に最も密接な関連のある地の法律

どこが夫婦にとって最も密接な関連がある地であるかについては、これといって明確な判断基準はなく、具体的な事案に即して判断するしかありません。日本での夫婦の居住状況、婚姻中の夫婦の常居所地、夫婦間の未成年子の居住状況、その他の状況を総合考慮して決めることになります。

④ 夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは日本法

※離婚の準拠法が、協議離婚、調停離婚または審判離婚の制度を持たず、裁判離婚のみを認めている場合もあります。

「外国人との婚姻による氏の変更届」による外国人配偶者の氏を称している日本人配偶者が離婚した場合には、離婚の成立から3ヶ月以内に「外国人との離婚による氏の変更届」をすることによって、変更時に称していた氏に変更できます。3ヶ月を経過した場合には、家庭裁判所の許可が必要となります。

第7 年金分割制度

1 年金分割の種類

(1) 合意分割（平成19年4月1日施行。同日以後の離婚に適用）

平成19年4月1日以後に離婚等をした場合において、離婚等をした当事者間の協議に基づく合意により按分割合を定めたときに、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間等の標準報酬を当事者間で分割することができる制度です。

なお、合意ができないときは、当事者からの申立により家庭裁判所での審判手続や調停手続などをを利用して分割割合を定めます。

(2) 3号分割（平成20年4月1日施行。同日以後の離婚に適用）

平成20年5月1日以後（※）以後に離婚した場合などで、平成20年4月1日以後に国民年金法上の第3号被保険者期間がある場合に、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の標準報酬を当然に2分の1の割合で分割することができる制度です。分割割合を個別に定める必要がないため、家庭裁判所が関与することもありません。

対象とならない婚姻期間中の厚生年金標準報酬については、合意分割の条件に該当する場合は合意分割に基づき分割することができます。

（※）離婚時の前月までの期間が対象となるため、例えば、平成20年5月に離婚した場合、平成20年4月の標準報酬が分割されることになります。

2 合意分割の内容

(1) 対象

婚姻期間中の被用者年金の保険料納付実績（厚生年金では保険料納付記録、共済年金では掛金払込記録）です。転職により、厚生年金、国家公務員共済年金など複数の被用者年金の対象となる者については、これらの年金ごとに年金分割を行う必要があります。

(2) 効果

年金分割請求に基づいて標準報酬の改定等が行われると、改訂後の標準報酬総額を基礎として年金額が算定されることになります。年金分割を受けた者がすでに受給権者の場合は、その者の支給額は、年金分割請求があった日の属する月の翌月から改定されますが、まだ受給していない者については、その者が65歳になるなど、その者自身について年金の受給資格期間その他の支給要件が満たされ、年金の受給権者になったときです。

(3) 請求期限

離婚等をした日の翌日から起算して2年以内に行わなければなりません。

ただし、2年を経過する前に家庭裁判所に申立をしていれば、事件の進行中に2年を経過しても大丈夫ですが、その場合、分割割合を定めた審判・判決の確定後または調停・和解の成立後1ヶ月以内に分割請求をする必要があります。

なお、当事者間で合意ができた場合には、標準報酬改定請求をすること及び請求す

べき接分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本もしくは抄録謄本または公証人の認証を受けた私署証書が必要です。

3 年金分割事件（当事者間の合意ができないとき）

（1）対象事件

乙類審判及び乙類調停、離婚調停、離婚訴訟

内縁関係解消調停においても年金分割の合意をすることができるとされています。

（2）申立権者

離婚した夫または妻。

離婚調停の付随事項として、また、人事訴訟の付帯処分申立として年金分割を求める事もできます。なお、現在離婚調停等が係属している場合は、年金分割を求める申立の趣旨を追加することもできます。

！人事訴訟の場合は、請求の拡張申立をします。

（3）管轄

① 調停→相手方の住所地または当事者が合意で定める家庭裁判所

② 審判→相手方の住所地の家庭裁判所

（4）手数料

情報通知書1通につき、1200円

※審判申立の場合は、別に審判確定証明手数料として150円追加。

（5）必要書類

① 戸籍謄本

② 「年金分割のための情報通知書」

離婚前または離婚後に最寄りの社会保険事務所（厚生年金の場合）等（共済年金の場合は各共済制度ごとに異なります）で年金分割のために必要な情報の提供を請求することができます。情報通知書に記載される情報は、いずれも年金分割制度を利用するための前提となる基本的な情報であり、家庭裁判所での審理手続に欠かせません。

第8 親子

1 嫡出子

婚姻中に懐胎した子および婚姻成立の日から200日経過後または婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子どもは婚姻中の夫婦間にできた子（嫡出子）と推定されるため、仮に他の男性との間に生まれた子どもであっても出生届を提出すると夫との間の子どもとして戸籍に入籍することになります。

この夫との間の子どもであるとの推定を否定するためには、家庭裁判所に対して、夫からその子どもが自分の子どもであるとの否認を求める嫡出否認の調停を申し立てる必要があります。この申立は、民法により、夫が子の出生を知ったときから1年

以内にしなければならないと定められています。

出生を知ってから1年経過した場合など、嫡出否認の申立の要件を充たさないと思われるような場合でも、親子関係不存在確認の申立によることができるケースもあります。

2 認知

母とその嫡出子でない子との親子関係は、原則として母の認知を待たず、分娩の事実により当然に発生するものです。これに対し、父と嫡出子でない子との親子関係は認知によって生じます。

- ・任意認知…父から進んでする認知
 - ・強制認知…父が任意に認知をしないとき、子やその直系卑属らが裁判によって強制する認知
- ！認知の訴えは、父または母の死亡の日から3年を経過したときは提起できません。
！認知の効果は出生のときに遡ります。

3 普通養子縁組

普通養子縁組には、当事者双方の縁組意思が必要になります。また、15歳未満の者を養子とする場合には、法定代理人が縁組の承諾をする必要があります。

養親は成年であれば、成年被後見人でも構いませんが、年長者を養子とすることはできません。また、配偶者のある者が養子縁組をするときは、配偶者の同意が必要です。

4 特別養子縁組

原則として、6歳未満の未成年者の福祉のため特に必要があるときに、未成年者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度です。特別養子縁組の成否は、6ヶ月以上の試験期間を経て決定されます。また、離縁は原則として禁止されています（子の利益のために必要な場合に限り、裁判所の判断で認められることがあります）。

養親となる者は、

- ・配偶者があり、原則として25歳以上の者で、かつ
- ・夫婦共同で養子縁組する

必要があります。

5 未成年後見人

親権者の死亡、行方不明、心神喪失、成年後見開始等により、未成年者に対して親権を行う者がいない場合および後見開始の審判をするときに未成年後見人となるべき者がいない場合に、申立により、未成年後見人を選任します。

未成年者（以下、「未成年被後見人」という。）の法定代理人であり、未成年被後

見人の監護養育・財産管理・契約などの法律行為を行います。

第9 後見・保佐・補助

1 成年後見等に関する事件

(1) 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力や意思能力が十分ではない方を支援し、権利擁護を図るための制度です。

従来の民法上の「禁治産」「準禁治産」に代わる制度として施行されました（平成12年4月1日）。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。



(2) 法定後見制度

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

区分	本人の判断能力	援 助 者	
後見	全くない	成年後見人	後見監督人を選任することも可能
保佐	特に不十分	保佐人	保佐監督人を選任することも可能
補助	不十分	補助人	補助監督人を選任することも可能

※援助者は、必要に応じて複数の人や法人を選任することも可能。

①後見開始の審判

後見開始の審判とは、精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力を欠く常況にある者（本人）を保護するため、家庭裁判所が成年後見人を選任する手続きです。

選任された成年後見人は、原則として本人の財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができます（広範な代理権と取消権が付与されます）。

ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為は、取消権の対象から除外され、居住用不動産の処分に関しては裁判所の許可が必要となります。

②保佐開始の審判

保佐開始の審判とは、精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が特に不十分な者（本人）を保護するため、家庭裁判所が保佐人を選

任する手続きです。

選任された保佐人は、当事者が申し立てた特定の法律行為について、代理権が付与されます（本人の同意が必要になります）。

また、本人が自ら行った重要な法律行為（借財・保証・不動産その他重要な財産の売買等）に関して、同意見・取消権が付与されます。

③補助開始の審判

補助開始の審判とは、軽度の精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）によって判断能力が不十分な者（本人）を保護するため、家庭裁判所が補助人を選任する手続きです。

選任された補助人は、当事者が申し立てた特定の法律行為について、家庭裁判所の個別の審判により代理権（本人の同意が必要になります）又は同意権・取消権が付与されます。

！本人以外が補助開始の審判を申し立てる場合は、本人の同意が必要です。

	後 見	保 佐	補 助
対象となる本人	判断能力が全くない	判断能力が特に不十分	判断能力が不十分
申立権者	本人、配偶者、4親等内の親族または検察官		
申立についての 本人の同意	不 要	不 要	必 要
取消権・同意権	日常の買い物など 生活に関する行為 以外の法律行為	民法13条1項各号 所定の法律行為（※）	審判所定の特定の法律 行為（13条1項に規定 する行為の一部に限る）
付与の手続	後見開始の審判	保佐開始の審判	同意権付与審判（本人の 同意必要）
代理権	財産に関する全ての 法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める特定の 法律行為	
付与の手続	後見開始の審判		代理権付与の審判（本人の同意必要）

！市町村長の申立権…認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等について、配偶者または4親等内の親族がいない場合や、それらの親族があっても音信不通の状況にあるなど、その申立を期待することができない場合には、「本人の福祉を図るために特に必要がある」場合として、市町村長は後見開始の申立を行うことができるとしています。

！保佐人の同意権の範囲は家庭裁判所の審判により拡張することができます。

（※）①元本を領収し、または利用すること ②借財または保証をすること ③不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること ④訴訟行為をすること ⑤贈与、和解または仲裁合意をすること ⑥相続の承認若しくは放棄または遺産の分割をすること ⑦贈与の申込を拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込を承諾し、または負担付遺贈を承認すること ⑧新築、改築、増築または大修繕をすること ⑨民法第602条に定める期間を超える賃貸借をすること

(3)任意後見制度

本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。

「任意後見契約」を事前に公正証書によって締結し、後日、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、効力が生じます。

◆任意後見監督人選任

任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）によって、本人の判断能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は任意後見監督人を選任することができます。

任意後見監督人の選任により、任意後見契約の効力が生じ、契約で定められた任意後見人が、任意後見監督人の監督の下に契約で定められた特定の法律行為を本人に代わって行うことができます。

2 申立手続について

〈必要書類〉

- ① 申立人、本人、後見人等候補者の戸籍謄本
- ② 本人、後見人等候補者の住民票
- ③ 後見人等候補者の身分証明書
- ④ 本人、後見人等候補者の登記されていないことの証明書

！弁護士が後見人等候補者の場合は、本籍地が記載された住民票のみでOK

〈申立費用〉

- ① 申立手数料は、申立1件につき800円
- ② 郵券は裁判所によって異なります

！横浜の場合

後見開始開始……500円×2枚、200円×4枚、80円×10枚、10円×20枚

保佐(補助開始)……500円×4枚、200円×4枚、80円×10枚、10円×20枚

③ 登記印紙 4,000円

④ 鑑定費用 5～10万円が目安（補助開始の場合は原則として不要）

！横浜家裁では、「封筒セット」（申立に必要となる書式が、チェック事項を記載した封筒に入っています）を配布しています。

「封筒セット」に入っている書式→申立書、申立人照会書、本人照会書、後見人等候補者照会書、財産目録、（本人の親族の）同意書、診断書及び診断書附票

〈受理面接システム〉※横浜家裁本庁のみでの取り扱い

- ① 「申立て受付」の予約

事前に裁判所へ電話をし、「申立て受付」の予約をする。

② 電話予約の方法

平日の午前 9 時 30 分から 12 時まで、午後 1 時から 4 時 30 分までの時間帯に後見係へ電話をし「申立て受付」の予約する。

③ 「申立て受付」開始時間

平日 午前 9 時 30 分（午前 10 時 30 分までの 1 時間）

午前 10 時 30 分（午前 11 時 30 分までの 1 時間）

午後 1 時 15 分（午後 2 時 15 分までの 1 時間）

午後 2 時 15 分（午後 3 時 15 分までの 1 時間）

！第3希望程度まで準備しておく

3 成年後見人等の職務

(1) 成年後見人の職務（身上看護事務と財産管理事務）

成年後見人は、成年被後見人の財産の管理、治療および介護等に関する契約の締結などを行います。また、成年後見人には、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活の状況に配慮する義務（身上配慮義務）や自己の財産におけるのと同一の注意義務など（善良な管理者の注意義務）があります。

！身上看護→介護契約や施設の契約の締結などを行うことで、事実行為としての介護（食事の世話、オムツの交換など）は含みません。

！例えば、財産管理は弁護士、身上看護は社会福祉士とするなど、家庭裁判所が分掌の定めをすることもできます。

(2) 保佐人の主な職務

保佐人は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に対し適切に同意を与えていたり、本人に不利益な行為を取り消すことが主な職務。

そして、ある特定の行為については、代理権を行使する場合がある。

また、それらの内容については、定期的に家庭裁判所に報告しなければならない。

保佐人と家庭裁判所との関係は、成年後見人と同様。

(3) 補助人の主な職務

補助人は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に対し適切に同意を与え、本人の行為を取り消し又は代理権の行使をすることが主な職務。

また、代理権付与の申立てが認められれば、その認められた範囲内（重要な財産行為の一部に限る。）で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになる。

そして、それらの内容について定期的に家庭裁判所に報告しなければならない。

補助人と家庭裁判所との関係は、成年後見人と同様。

(4) 財産目録の作成（財産目録調製）

成年後見人として選任をされた後、成年被後見人の資産、収入、負債を調査し、1ヶ月以内に家庭裁判所へ提出しなければなりません（事情により、期間の伸長が認められることもあります）。

本人に相続など財産の取得があった場合にも財産目録調製義務があります。

なお、保佐人や補助人の場合は義務はありませんが、裁判所から求められことがあります。

！財産目録を作成するまでは、後見人としての職務はできません。ただし、急速に処理をしなければならない行為（急を要する家屋の修繕、上訴の提起など期間が定められていることなど）はできます。

(5) 成年被後見人の収入と支出の管理

成年被後見人の収入・支出と成年後見人の収入・支出とを区別して管理する必要があります。金銭出納帳などで收支を記録し、領収証などは保管をしておきます。

！後見人に就任したことを金融機関へ届け出る。後見人名義の口座作成。

(6) 裁判所への報告

後見監督人または家庭裁判所は、いつでも後見人に対して、後見事務の報告・財産目録の提出を求められることとなっています（後見事務の監督）ので、求められた場合は、財産目録、年間取支表、金銭出納帳、これらに関する資料を整理して提出します。

！後見等監督（保佐監督・補助監督）→後見人等に対して、後見事務を正しく行っているか、後見等の事務を行う上で問題はないかを確認するために、定期的に照会をし、それに対して報告を求める。

(7) 成年後見人等の報酬

後見人等の報酬は、家庭裁判所の決定により成年被後見人等の財産の中から相当額が付与されます。後見人は「報酬付与の審判申立」をする必要があります。

！1年に1度程度

5 後見等監督について

(1) 後見等監督とは

後見監督、保佐監督、補助監督（「後見等監督」という）とは、家庭裁判所が、成年後見人等に対して、後見等事務を正しく行っているか、後見等の事務を行う上で問題点はないかを確認するため、定期的に照会をし、それに対して報告を求めることがあります。

成年後見人等が選任されると、家庭裁判所は成年後見人等に対し、一定期間ごと

に後見等監督を行います。

後見等監督では、本人の現状や現在の問題等についての報告書、本人の財産目録、収支状況報告書、裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーの提出が求められます。

(2) 家庭裁判所の許可が必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

- ① 本人の居住用不動産について、売却、賃貸、抵当権の設定、建物の取り壊し、賃借物件であるときは賃貸借契約を解除すること等をする場合
→居住用不動産の処分許可の申立が必要です。
- ② 本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合等に遺産分割協議をしたり、成年後見人等が本人所有不動産を買い取る等、本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合
→特別代理人選任の申立が必要です。
- ③ 成年後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合
→報酬付与の申立が必要です。

※上記のような場合以外でも、重要な財産を処分したり、その行為が本人の利益になるかが明らかでない場合には、その都度家庭裁判所の相談をするようにしましょう。

6 成年後見人等の辞任

成年後見人等は正当な事由があれば、家庭裁判所の許可を得て、成年後見人等を辞任することができます。

なお、成年後見人等が辞任しても後見は終了しませんので、辞任の許可の申立のほかに後任の後見人等選任の申立が必要となり、新たな成年後見人等が選任されたとき、後任の後見人等に引継ぎを行うこととなります。

※正当な事由→疾病、老齢、遠隔地への引っ越しなど

7 後見等の終了

次のような場合は後見等が終了します。その場合、2ヶ月以内（事情により、期間の伸長が認められることもあります）に後見財産の変動と現状とを明確にする計算をして家庭裁判所へ報告するとともに、新しい成年後見人または相続人に財産を引き継ぐ必要があります。

- ① 成年被後見人の死亡
- ② 成年後見人の死亡
- ③ 成年後見人の辞任
- ④ 成年後見人の解任
- ⑤ 後見開始の審判取消
- ⑥ 成年後見人が欠格者となった場合 など

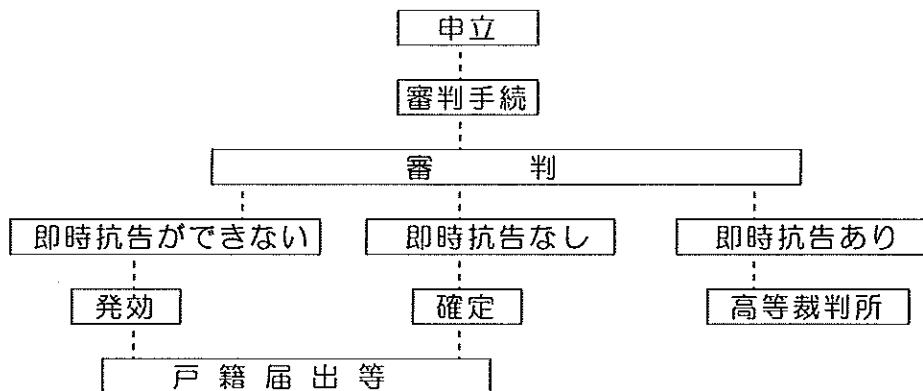
↓

!後見人の欠格事由

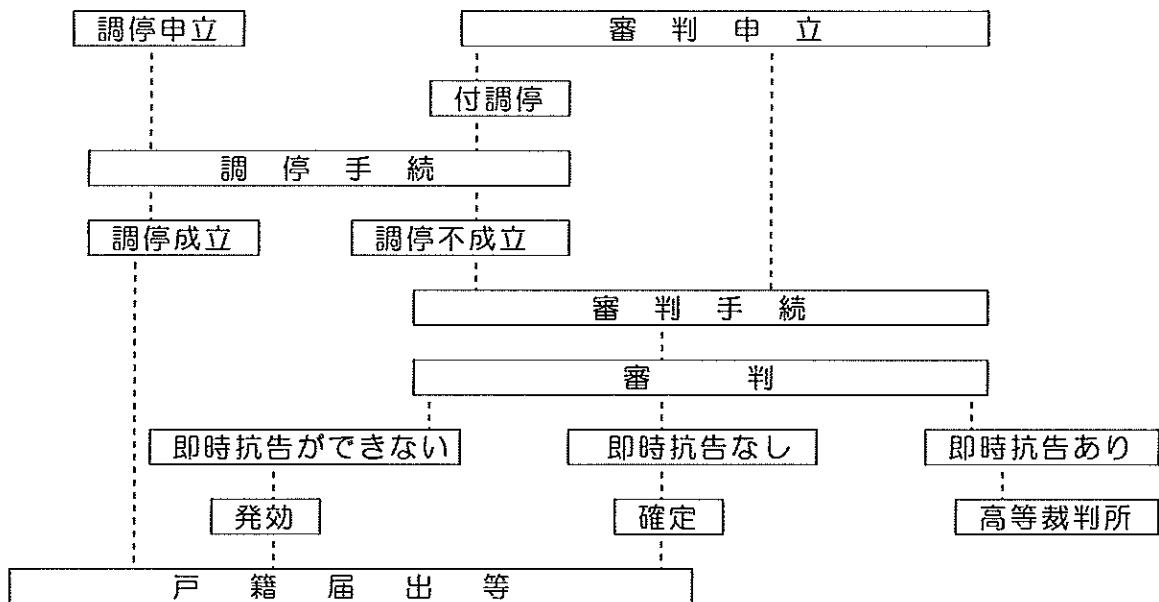
- ・未成年者
- ・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人または補助人
- ・破産者
- ・被後見人に対して訴訟をしている者や訴訟をしたことのある者、これらの者の配偶者や直系の血族者
- ・行方不明者

家事事件の流れ

[甲類事件]



[乙類事件]



[一般調停事件]

